



スウェーデンにおける広域レベル行政の 区域再編と地域開発政策

—区域再編委員会の中問答申より*—

丸 山 佐 和 子

要旨 本論では、スウェーデンの区域再編委員会の中問答申の調査・提案内容について、区域再編に伴う地域開発権限の移譲と広域自治体統合をめぐる議論に注目して分析を行う。2016年に公表された中問答申では21の広域自治体を6つに統合することが提案されたが、この統合案は翌2017年に撤回された。なぜ、区域再編の提案は撤回されたのだろうか。考察の結果、地方分権化が進んだ1990年代と比べて、地域開発の権限にかかる広域レベル行政の構造が多様化・複雑化していることが明らかになった。広域自治体が異なる形態で地域開発政策を展開していることにより、区域再編が困難となっていると考えられる。

キーワード スウェーデン、地域開発、地方自治体統合、欧州連合 (EU)

原稿受理日 2022年5月9日

Abstract This paper investigates the interim report by the Division Committee in Sweden, focusing on a discussion on the transfer of authority of regional development and the merger of local governments. The interim report, released in 2016, proposed the redrawing of the administrative borders at the subnational level, which was intended to reduce 21 counties to 6; however, the proposal was withdrawn in 2017. Why was the proposal unrealized? The results of the analysis show that the administrative structure of regional development is diversified and complicated in comparison to that of the 1990s when the decentralization started. This makes it difficult to merge local governments which implement regional development policy in different forms.

Key words Sweden, Regional development, Merger of local authorities, European Union

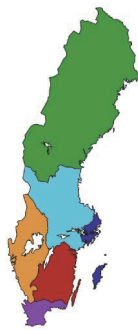
* 本論文の作成にあたり、藤岡純一先生および北ヨーロッパ学会関西西部会研究会の参加者に貴重なコメントをいただいた。ここに記して謝意を表す。

1. はじめに

スウェーデンでは1990年代以降、地域開発政策の権限を国から地方に移譲する分権化の動きが進んでいる。90年代末のリージョン実験事業では、Västra Götalandsregionen（以下VG）およびSkåneの2つの地域が広域自治体統合を行うとともに、地域開発の権限を担うようになった。

近年の動向としては、2010年代半ば、中央政府の行政区域再編のための委員会である区域再編委員会（Indelningskommittén）が設置され、行政区域の再編と広域自治体統合についての調査・検討が行われたことが挙げられる。2016年に公表された同委員会の調査報告である中間答申「広域区域再編—3つの新たなレーン：区域再編委員会中間答申」（SOU 2016: 48, Regional indelning – tre nya län: Delbetänkande av Indelningskommittén）では、スウェーデン中部・北部地域を中心に具体的な広域自治体の統合案が提示された。中間答申は21のレーンおよびランスタングを新たに6つに再編することを提案した（図1）。しかしながら、この統合案はその後2017年に撤回された。

図1 区域再編委員会による新たなレーンの提案



新たなレーン	現行のレーン
Norrland	Norrboten, Västerboten, Jämtland, Västernorrland
Svealand	Gävleborg, Dalarna, Uppsala, Västmanland, Södermanland, Örebro
Västra Götaland	Västra Götaland, Värmland, Halland
(名称未定)	Stockholm, Gotland
(名称未定)	Östergötland, Kalmar, Jönköping, Kronoberg
(名称未定)	Skåne, Blekinge

（出所）SOU 2016:48, 164頁, Figur 9.1より。

なぜ、区域再編の提案は撤回されたのか。その背景を明らかにするには、まず中間答申でどのような分析と提案が行われたかを明確にする必要がある。そこで本論では、中間答申の内容を分析し、統合案の背景と目的についてどのような議論がなされているかを考察する。本論で注目するのは、区域再編に伴う地域開発権限の移譲と地方分権化の議論であ

る。スウェーデンでは地域開発はもともと広域自治体の担当する事務ではなかったが、90年代に任意的事務となり、2019年に義務的事務となった。中間答申は地域開発が義務的事務となる3年前に公表されたものであり、この時期にどのような議論が行われていたのか、また地域開発政策において広域自治体がどのような役割を担うことが期待されていたのか、といった点を、中間答申から読み解くことが可能である。

本論の構成は以下のとおりである。第2節では、スウェーデンの地方自治制度と過去の広域自治体統合について解説し、区域再編委員会の任務と活動について述べる。また、スウェーデンの地域開発と関連するEU地域政策についてもあわせて述べる。第3節では、中間答申の内容を概観した上で、地域開発政策に関連する記述を分析する。第4節では、区域再編を困難にしている行政システム上の3つの要因について考察する。第5節で分析を総括し、今後の課題を述べる。

2. スウェーデンの広域レベルの行政

2.1. スウェーデンの地方自治制度と広域自治体改革

スウェーデンの地方自治制度は、サブナショナルの広域レベルと基礎（ローカル）レベルの二層構造になっている⁽¹⁾。広域レベルであるレーン（län）の区域には、リージョン（region）と呼ばれる広域自治体がある。基礎自治体はコミューン（kommun）と呼ばれる。地方自治体は統治法（Regeringsformen）で規定されており、詳細な規則は地方自治法（kommunallagen）に定められている⁽²⁾。リージョンとコミューンは互いに独立しており、リージョンがコミューンの上位にあるわけではない。2022年1月現在、広域自治体であるリージョンの数は21である。

レーンにはリージョンのほかに、国の政策を広域レベルで実施することを目的とした、中央政府の出先機関であるレーン庁（länsstyrelse）が置かれる⁽³⁾。リージョンとレーン庁の違いは、レーン庁には議会がなく地域の意思決定を政策に反映しにくいという点、課税権がないという点である。リージョンの区域はレーンの区域と一致しており、地方自治法により、各リージョンは1つのレーンに対応することが定められている。このため、レー

(1) 地方自治制度の詳細については、Bäck, Erlingsson and Larsson (2015) の第6章を参照。

(2) 統治法は憲法に相当する Grundlag のひとつであり、スウェーデンの国民統治のあり方を規定するものである。

(3) 日本で例えるなら、広域自治体である大阪府に加え、大阪府域を管轄する国の出先機関「大阪庁」が設置されているようなイメージである。

ンの区域の再編は、レーン庁の機能にかかわると同時に、リージョンの統合とも結びつく問題である。レーンおよびリージョンの区域再編の法的な規則は、前述の統治法および「区域再編法」(indelningslagen)に定められている⁽⁴⁾。なお、レーン庁以外にも、他の中央省庁が独自の地理的区分で複数レーンを管轄する地方支局を設けている。これに起因する問題については、第4節で考察する。

広域自治体の呼称にはもともとランスティング(landsting)が用いられてきたが、地域開発を担うリージョンの呼称も用いられるようになり、2019年9月にリージョンに統一された。本論で分析対象とする中間答申はリージョンに呼称を統一する以前に公表されたものであり、広域自治体の呼称には「ランスティング」を用いている。本論でもランスティングを用いるが、中間答申ではランスティングとレーンの用語の定義を以下のように説明している(SOU 2016: 48, 74頁)。

- ✓ ランスティングは広域レベルの自治体(kommun)の意味で用いる。リージョンも含む。広域レベルの意思決定機関である。
- ✓ レーンは地理的範囲を指す場合と、地理的範囲で活動する組織を指す場合がある。中央省庁の地方組織を表すときはレーン庁とする。

リージョンの担当する事務はコミューンと比べて限られている。義務的事務には、保健医療、23歳以下の青少年の歯科医療、地域開発がある⁽⁵⁾。任意的事務には、文化、教育、観光がある。また、コミューンと共同での義務的事務として、地方公共交通を担っている。リージョンが担う事務の8割は保健医療分野である⁽⁶⁾。各自治体は原則として自らの領域にかかわる活動を行うこととなっており、異なるレベルの自治体が行う業務を重複して行うことはない。

地域開発がリージョンの義務的事務となったのは、2019年1月に発効した法改正による⁽⁷⁾。地域開発政策は国が従来担ってきたが、1990年代後半以降の地方分権化の流れのなか、国からリージョンへの権限移譲が進められた。1960年代から2000年代前半にかけての

(4) 区域再編法の正式名称は「スウェーデンのコミューンとランスティングの区域の変更に関する法律」(lagen (1979: 411) om ändringar i Sveriges indelning i kommuner och landsting)である。また、リージョンは地方議会を有しており、区域変更は地方選挙にも影響する。選挙区の規則は選挙法(vallagen (2005: 835))に定められている。

(5) スウェーデン自治体連合(Sveriges Kommuner och Regioner, SKR) ウェブサイト "Kommuner och regioner" より。

(6) スウェーデン政府(Regeringskansliet) ウェブサイト "Arbetet på regional nivå" より。

(7) 2018年3月に提出された政府提案(Ett enhetligt regionalt utvecklingsansvar, prop. 2017/18: 206)により、地方自治法および地域開発権限に関する一連の法律が改正された(2019年1月発効)。あわせてこの法改正で、広域自治体の呼称がランスティングからリージョンに変更された。

地域政策の変遷を分析した穴見（2010）によると、分権化以前の1979年に導入された地域プロジェクト事業制度においては、レーン庁の担当部局の少数の官吏の判断で意思決定がなされていたという問題点があった。事業の企画プロセスにも実施プロセスにも、政治家がかかわったケースがほとんどなく、レーン内の異なる地域の間で資金の配分を巡って対立が生じることもあったという。

1990年代以降は、レーン庁には地域におけるさまざまなアクターとの協力と調整を行うことが期待されるようになった。この時期に一部の地方自治体が「地域成長契約制度」に基づく行動プログラムを策定するようになり、地域開発政策に地方自治体が主体的にかかわるようになった（穴見，2010，161頁）。当時プログラム策定を手掛けたのは、地域開発の権限を国から地方に移譲するための実験事業に参加した2つのランスティング（Skåne と VG）、Kalmar のランスティングとコミューンの連携組織、Gotland コミューンの4つの自治体であった。このような広域レベルの統治システムの見直しとその一環として実験事業が実施された背景として、植田（2013）は1990年代初頭の経済危機と1995年のEU加盟を挙げている。統治システムの見直しの過程では、①広域レベルの政治主体としてリージョンを設立、②地域開発政策の行政単位を広域レベルに転換、③中央省庁の機関をリージョン単位で再編、といった取り組みが行われた。

スウェーデン西部のVGはGöteborgs och Bohus, Skaraborg, Älvsborgの統合によって、1998年1月に設立された広域自治体である⁸⁾。統合が行われた背景には、レーンの境界が定まったのが1634年と古く、レーンおよびランスティングの行政区域が通勤圏で捉えた実際の経済圏とは異なるといった問題があった（丸山，2012）。また、オアスン橋でデンマークの首都コペンハーゲンとつながったスウェーデン第三の都市圏であるMalmö/Lund地域が先行してSkåneリージョンとして統合したことが、効果的なプロジェクトを持たないVGにおける地域活性化の議論を刺激することとなった。VGの統合の過程では、最優先課題であった医療・保健システムの統合と効率化が行われた。あわせてレーン庁からリージョンへの事務移管と税源移譲が交通インフラの整備事業で行われ、さらにコミューンでは効率的に事務を行うことが難しい事業がリージョンに移管された。現在では地域開発や観光施策もリージョンが手掛けている。広域自治体統合の結果、元来は一体的な経済圏域として実態をもたなかったVGがリージョン実験を経て恒久的な広域自治体へと移行し、VGの設置を契機に政治的にも経済的にも一体性が高まったことを植田

(8) それぞれの広域自治体が有する議会を1つの広域議会に統合するこの広域自治体改革は、日本では特に関西で議論されてきた「道州制」に相当するものである。

(2013)は指摘している。また、VGは意思決定の過程で、域内の4つのコミュニケーション連合とも意見調整を行っている。「大学やサイエンスパークの設置などとともにコミュニケーション連合に媒介された事業を通じて横のつながりをもちつつ」あり、この過程で「EUの構造補助金とVGとが媒介的な役割を果たしている」(植田, 2013, 89頁)。

その後、2001年の政策提案で、4つの地域以外にも地域開発の権限を移譲することが示されたのに伴い、「地方自治体に対して国を代表する」というレーン庁の役割が明確になった。一方で、それまでに担っていた「国の中央省庁に対して地域を代表」するというもうひとつの役割は弱まったと穴見(2010)は指摘している。

2.2. 区域再編委員会の任務と活動

広域レベルの区域再編は、区域再編委員会の活動以前からその必要性が指摘されてきた。事務配分委員会(Ansvarskommittén)による2007年の最終答申「発展力を有する持続可能な地域組織」(SOU 2007: 10)では、レーンとランスティングがより大きく、少数になるように再編するとともに、地域開発に関連する一定の事務を国からランスティングに移管することを提案した⁽⁹⁾。また、国家地域行政に関する調査会(Utredningen om den statliga regionala förvaltningen)は2010年の中間答申(SOU 2010: 77)で、ランスティングの新設または再編による区域変更を提案した⁽¹⁰⁾。さらに、同調査会の2012年の最終答申(SOU 2012: 81)では、レーン庁を区域再編により11とすることを提案し、地域開発権限をランスティングに移譲することを提案した⁽¹¹⁾。区域再編委員会、このような流れの中で設置されたものである。

区域再編委員会の設置は、2015年7月2日に決定された政府の委員会指令「レーンおよびランスティングの新たな区域」(Kommittédirektiv 2015: 77)に基づく⁽¹²⁾。この区域再編はより少ない数のレーンとランスティングへの統合を想定しており、広域レベルの統合を通じて行政組織の効率化を進めるとともに、ランスティングの財政状況を安定的なものへと改善すること、気候・環境目標の達成を可能なものとするなどを目的としてい

(9) SOU 2007: 10 *Hållbar samhällsorganisation med utvecklingskraft*.

(10) SOU 2010: 77 *Sammanläggningar av landsting - övergångsstyre och utjämning*. (ランスティングの統合 - 移行のルールと平準化)

(11) SOU 2012: 81 *Statens regionala förvaltning - förslag till en angelägen reform*. (政府の地域行政 - 緊急改革の提案)

(12) スウェーデンでは政策立案を行う際に、しばしば省庁外に調査委員会を組織し、関連する調査・分析を行う。調査結果は答申(Statens Offentliga Utredningar)として公表される。公表された答申の内容については、関連する団体において意見聴取のためのレミス審議が行われる。

る⁽¹³⁾。指令では以下のような委員会の任務を定めている。

- ✓ 新たな区域と名称、関連する法律の改正を提案する。
- ✓ 区域再編に必要な調査（特に経済面）を行い、社会や関連組織への影響を分析する。
- ✓ ランスティングの財政に関する平準化制度について分析し、地域開発権限をランスティングが担う場合の行政コスト等を明らかにする。
- ✓ レーン庁及び他の中央省庁の地域区分について分析する。

指令では、区域再編の発効を2019年1月1日とした場合、区域再編法に従い、新たな区域を提案する中間答申を2016年6月30日までに提出しなければならないとしている。また、最終答申は2017年8月31日までに提出されなければならないとしている。

区域再編委員会の委員長には Barbro Holmberg、副委員長には Kent Johansson が任命された。委員長の Barbro Holmberg は社会民主党の議員であり、当時は Gävleborg の知事 (landshövding) を務めていた⁽¹⁴⁾。副委員長の Kent Johansson は中央党の議員であり、以前に Västra Götaland のランスティングで委員を務めた経験がある。このほか、同年12月に8名の専門家をメンバーに任命した。

中間答申が2016年6月に提出された後、同年7月以降に同答申についてのレミス審議が行われた。中間答申とそのレミス回答を受けて、2017年6月に追加の指令が示された (Dir. 2017: 72)。追加指令では、中間答申での提案に関して、区域再編委員会では新たな区域を検討しないことを命じている。その後、最終答申として、「省庁間共通の区域—広域レベルでの連携」(SOU 2018: 10) が2018年3月に提出された⁽¹⁵⁾。

2.3. 地域開発政策と EU

地域開発政策を含む地域政策とは一般に、地域間の経済的な格差を是正することを目的に、インフラ等ビジネス環境の整備や労働市場の強化のための施策などを実施するものである。地域開発政策では1980年代から90年代にかけてパラダイム・シフトが起り、競争力の強化に焦点を当てた産業・企業支援が行われるようになった (OECD, 2005)。それまでの旧パラダイムの下では、中央政府による財政移転を通じた所得の再分配としてイン

(13) 地域開発権限を見直す方針は、2016年の政府による予算提案 (prop.2015/16: 1, 2015年9月21日提出) で既に示されている。

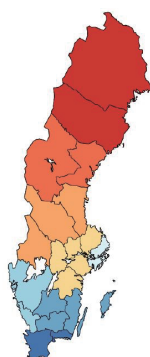
(14) スウェーデン政府ウェブサイトのプレスリリースより (2015年7月2日付 Pressmeddelande från Finansdepartementet "Nu inleds arbetet med Sveriges framtida regionala indelning"). なお、レーンの知事は中央政府に指名される、レーン庁の長である。ランスティングの首長ではなく、直接選挙によって選出されることもない。

(15) SOU 2018: 10 *Myndighetsgemensam indelning – samverkan på regional nivå*.

フラ開発が中心に行われてきた。インフラ整備には交通・輸送・通信といった分野のほか、住宅・建設・公共施設の整備も含まれる。これに対し、新パラダイムはソフト・ハード両面を支援するものであり、イノベーションと研究開発、スタートアップ・中小企業などに対する支援を行う。また、地域のイノベーションを促進することを目的とした、産業クラスター開発政策なども各地で進められるようになった（OECD, 2006）。これらの政策では、地域内における一定数の労働力や企業の地理的な集積が、知識のスピルオーバーによりイノベーションを生み出すような経済主体間のネットワークに作用するため、政策によってその基盤を整備することが有効であると考えられる。

スウェーデンの地域政策では、EUからの補助金も活用されている。スウェーデンではEU加盟以降、EUの地域政策による支援を受けられるようになった。EUの地域政策は1950年代から実施されており、2014年からの予算配分では、主要な5つの基金を「欧州構造投資基金（ESIFs）」と総称するようになった¹⁶⁾。EUの構造基金は、国ではなく、地域を単位として予算が配分される。配分された補助金は、企業に対する直接支援ではなく、地方自治体によるビジネス環境の整備に用いられる。予算の配分では、EUはNUTSという地域区分を採用しており、地域開発では、基準人口80万から300万人のNUTS-IIが主に用いられる。スウェーデンの場合、NUTS-IIは8つの地域に分かれており、1つの区域には複数のレーンが含まれている（図2）。

図2 EU 構造基金 NUTS-II の地域区分



（出所）SOU 2016: 48, 141頁, Figur 7.5。

¹⁶⁾ EUの地域政策については、松永（2022）を参照。ESIFsに含まれる5つの基金は、「欧州社会基金（ESF）」、「欧州地域開発基金（ERDF）」、「結束基金（CF）」、「欧州農業農村振興基金（EAFRD）」、「欧州海洋漁業基金（EMFF）」である。

3 区域再編委員会の中間答申の概要

本節では、区域再編委員会の調査報告である中間答申の内容を概観した上で、地域開発に関連する記述に注目し、該当する各章の内容をみていく。3.2では第5章および第8章から「なぜ区域再編が必要なのか」について、3.3では第6章および第14章から「地域開発政策はどう変わるのか」についての記述をとりあげる。

3.1. 中間答申の概要

中間答申の主要な提案は、21のレーンおよびランスティングを6つに再編するというものである。ただし、答申のタイトルに「3つのレーン」とある通り、詳細な分析と提案を行っているのは新たなレーン・ランスティングのうち Norrland, Svealand, VG の3つにとどまっている。また、Västra Götaland と Värmland, Halland の統合を提案しているが、中間答申では Värmland のみとの統合を扱っている。中間答申は全20章で構成されている（表1）。内容は大まかに、調査の前提（第1～4章）、区域再編の背景と提案（第5～10章）、現状と区域再編の影響（第11～15章）、関連する法改正（第16～20章）の4つのパートに分けられる。以下では、パートごとに各章の概要を述べる。

（調査の前提）

最初の4章は、委員会の任務や区域再編に関連する法的根拠など、調査の前提となる情報をまとめたものである。第1章では、区域再編により、地域の名称が変更した場合に修正が必要な法律と条項が整理されている。主に地理的名称としてのレーンの変更であり、地方自治の観点からの重要性はあまりない。第2章は区域再編委員会の活動の目的と内容、委員会の作業手法について説明している。第3章は、レーンとランスティングの区域の変更に関係する統治法、区域再編法、地方自治法について解説している。

第4章は、1950年代以降に実施された政府の調査報告とその内容を要約している。90年代の分権化の議論の背景として、EU加盟により地域の役割についての見方が変わったこと、より幅広い分野で地域の主体の存在が重要になっていること、中央省庁の地域行政における縦割りを解消するための調整が必要となっていることが挙げられている。

表1 中間答申（SOU 2016: 48）の構成

章	スウェーデン語タイトル（日本語仮訳）
1	Författningsförslag（法律の提案）
2	Uppdrag och arbete（任務と作業）
3	Rättsliga förutsättningar för en ändrad läns- och landstingsindelning（レーンおよびランスティングの区域の変更に関する法的な前提条件）
4	Regionfrågan i tidigare utredningar（これまでの調査における地域の問題）
5	Utmaningar för samhällsorganisationen（地域社会組織の抱える課題）
6	Hur kan större län bidra till tillväxt och utveckling?（より大きなレーンになると、どのように成長・発展につながるか?）
7	En ändamålsenlig regional samhällsorganisation（適切な地域社会組織）
8	Utgångspunkter för indelning i nya län（新たなレーンの区域のための出発点）
9	Sex nya län（6つの新たなレーン）
10	Det kommunal ekonomiska utjämningsystemet vid landstingssammanslagningar（ランスティングの統合における自治体の経済平準化制度）
11	Norrlands län（ノルランド・レーン）
12	Svealands län（スヴェアランド・レーン）
13	Västra Götalands län（ヴェストラ・ヨータランド・レーン）
14	Det regionala tillväxtarbetet i län（レーンにおける地域成長事業）
15	Länsstyrelser i de föreslagna länen（提案されたレーンのレーン庁）
16	Val i samband med indelningsändringar（区域再編と選挙）
17	Följdändringar och föräldrad lagstiftning（変更点と時代遅れとなった法令）
18	Ikraftträdande och övergångsbestämmelser（発効と移行のためのルール）
19	Konsekvensanalys（影響の分析）
20	Författningskommentar（関連法案についてのコメント）

（出所）SOU 2016: 48 より作成。

（区域再編の背景と提案）

続く第5章から第10章にかけては、区域再編の背景について分析を行った上で、具体的な再編案を提示している。ここでの分析は個別地域についてではなく、全国的な課題や制度に関する総合的なものである。

第5章では、現行の地域社会と行政組織の課題を4つ挙げ、これらの課題を受けて、委員会はレーンの区域再編を「統合」により進めていくことを提案している。続く第6章ではレーンの統合により、地域開発の条件がどのように改善できるかについて説明している。

第7章では、地域の行政組織とその役割について、実際の政策分野ごとの事務配分と管轄地域を整理している。この章ではレーン庁以外の各中央省庁の地方支局の地理的区分が

示されている。

第8章では、レーンの数を減らし、より大きなレーンに統合する提案の背景を述べている。続く第9章では、レーン数を6に減少させる場合の具体的な区域を提案している（前掲の図1参照）。また、新たなレーンおよびランスティングの名称と県庁所在地について述べている。第10章では、自治体の経済平準化制度を解説し、自治体統合がランスティングの収入に与える影響について分析している⁽¹⁷⁾。

（現状と区域再編の影響）

第11章から第15章にかけてはレーンおよびランスティングの現状や地域開発の権限に関する詳細な分析を行い、区域再編の影響について考察している。このうち第11～13章では北部の Norrland、中部の Svealand、西部の VG の個別地域について、①産業と地域開発、②文化活動、③労働市場地域、通勤、インフラと公共交通、④保健医療分野、⑤ランスティングの財政状況、⑥民主主義、⑦調整、⑧レーンの名称、⑨県庁所在地、の9つの共通する項目で分析している。このうち、地域開発に関連する①、③、⑤の項目については、以下のような分析を行っている。

①では一人あたり域内総生産（GRP）、産業構造の特徴、域内の地域開発施策と EU 構造基金プログラムの予算額、研究開発拠点である大学の立地状況について分析している。各地域の分析から共通して導かれているのは、以下のような統合のメリットである。

- ✓ 産業構造に偏りがある場合は、統合により多様化することで、景気変動の影響を受けにくくなる。
- ✓ レーン間の連携を妨げていた行政区域の境界や地域間の違いが解消できる。
- ✓ リソースを集約することで、より効率的に、より多くの分野に活用することができる。
- ✓ 国や EU からの助成金の配分方法が簡潔になる（ただし、NUTS-II の見直しやプログラムの調整が必要）。

③の人口構造変化の影響については、労働市場地域間の往來を活発にし、より大きな機能的区域を形成するためには、輸送・旅客インフラの整備が重要であることを述べてい

(17) 収入平準化制度をはじめとする自治体間の財政平準化の制度の詳細については、藤岡（2001）第5章を参照。自治体に適用される主要な経済平準化制度は、ランスティング間の租税力や構造的な格差を是正するための制度であり、収入平準化制度、コスト平準化制度、構造補助金の3つがある。スウェーデン政府ウェブサイトでは、現行の平準化制度について解説している。

る⁽¹⁸⁾。しかし、以下の二点で挙げるように、インフラ・交通開発の担当が多くの中身に分散しているという課題がある。第一に、レーンのインフラ計画のベースとなるのは中央省庁である交通庁 (Trafikverket) が進める全国計画であり、さらに交通庁の地理的区分は単一のレーンごとではなく、複数のレーンを含むものとなっている (後掲の図3 (a) 参照)。第二に、バス・鉄道などの公共交通の運営はレーンごとに運営主体が異なっており、ランスティングが地域公共交通局を設置する場合 (Jämtland, VG など) もあれば、ランスティングとコミューンの連携組織が分担して地域公共交通局を設置する場合 (Södermanland, Värmland など)、コミューン連携組織が地域公共交通局を設置する場合 (Västernorrland など) もある。統合を行うと運営主体を一本化するための調整が必要となるが、インフラ整備計画を一体化できるほか、リソースの集約で効率性が向上することが期待されるとしている。

⑤の各ランスティングの財政状況に関しては、税率、収支均衡要求、健全性指標、流動性指標の4つの指標を分析している。分析結果は各ランスティングの財政状況が厳しい状況にあることを示しているが、統合により各指標が直ちに好転するわけではないことを指摘している。一方で、統合をしない場合にも、各ランスティングには大幅な効率化によるコストの削減が求められるのも事実である。ランスティングの事務の8割を占める保健医療分野の投資では、規模の果たす役割が重要となる。効率化の手段としては、ITシステムの導入や行政職員の削減が有用と考えられている。

続く第14章では、地域開発政策の権限を担う主体とその法的な根拠を整理している。地域開発の権限を有する主体はレーンによって異なり、ランスティングのほかにコミューンの連携組織、レーン庁が権限を有するケースもある。第15章では、レーン庁の役割・担当事務と財政について述べた上で、中間答申で統合を提案する3つのレーンについては、レーン庁の一部事務とその財源 (国の行政補助金) をランスティングに移譲することを提案している。

(関連する法改正)

第16章以降は、選挙法にかかる対応をはじめ、改正・廃止が必要な法律とその理由、区域再編の発効時期を中心とした分析を行っている。第16章では統合を行った場合の国政・地方選挙への影響について述べ、新たなレーン名に合わせて選挙区名も変更することを提

(18) 労働市場は一般に通勤可能な範囲で形成されており、機能的地域 (funktionella regioner) と呼ばれることもある。

案している。また、選挙管理庁としての機能を有するレーン庁の役割を考慮し、2018年の総選挙に変更を反映するような統合スケジュールを提案している。第17章および第20章は、第1章で示した法律の改正および廃止の根拠、改正が必要なその他の法律と発効時期を述べている。第18章は区域再編の発効時期を、Norrland, Svealand, VGのレーンについては2018年1月1日、広域自治体の区域については2019年1月1日に発効すべきとしている。第19章では、委員会規則に則った影響分析を行っている。

3.2. なぜ区域再編が必要なのか

中間答申の第5章では、広域レベルの区域再編が必要となる背景として、現行の地域社会と行政組織の4つの課題を挙げている。

第一の課題は、人口構造の変化である。答申ではスウェーデン中央統計局（SCB）の将来人口予測をもとに、高齢化による現役世代の負担増加や、人口増加に地域的な偏りがあることなどを指摘している。人口増加地域・減少地域とも直面する課題として、住居、インフラ、コミュニティでの福祉について迅速な投資が必要であることを述べている。特に高齢化率が高い傾向にある人口減少地域では、年金受給者が増えることで労働力への需要も大きくなることが予想されるため、構造改革や効率性を高めるような対策が必要である。

第二の課題は、保健医療分野にかかるランスティングの財政問題である。人口構造の変化が支出に影響する一方で、提供できる医療技術を向上させるための投資・能力開発支援も必要となる。2015年時点のランスティングの財政は半数が赤字であり、保健医療分野でのニーズが変化するなか、規模の小さなランスティングでは医療の維持が難しくなっている。

第三の課題は、グローバリゼーションにおける企業の活動と労働市場の変化である。スウェーデン企業が国内のみならず海外の市場でも活動するようになるとともに、人々の行動範囲も地理的に広がり、労働市場の規模も拡大している。これにより、政治的な意見が反映できる区域を越えて、通勤・通学などが行われるようになっている。また、医療アクセスでも居住ランスティング以外を選択できるようになっている。

第四の課題は、ランスティングの経済状態である。ランスティングの歳入の70%は税収であり、課税ベースの成長が重要であることを指摘している。ランスティングの収支については地方自治法上、①ランスティングの収入は支出を上回らなければならない（＝債務で賄ってはいけない）、②財政赤字は直近3年で黒字化しなければならない、という最低基準（balanskravet, 収支均衡要求）がある。2010年代前半には、約半数のランスティン

グは収支均衡要求を達成できなかった。ランスティング全体での健全性 (soliditet) は2000年代に悪化しているが、医療技術の発展に合わせて規模の大きな投資が必要となることから、経済状況の改善は見込めない。

このように、人口構造の変化とそれに伴う需要や労働市場の変化、保健医療分野のニーズと医療技術の発展、グローバリゼーション下での企業活動といった課題に地域社会は直面している。これに対して中間答申では、ランスティングの統合により規模の経済性を享受できれば状況の改善につながる可能性を指摘している。例えば、医療体制（特に専門医療）を維持するには、全国を6つの医療地域に分けた現行の医療プログラムを実施するだけでなく、ランスティングの区域をより大きくすることが有効である。これにより、小さなランスティングでは難しい高度専門医療の維持や、医薬品・医療研究の集積により国内外の才能ある人材を引き付けることなどが可能となる。

これらの課題に対し、どのように統合を進めるかという議論の出発点として、事務配分委員会の最終答申 (SOU 2007: 10) の区域の基準をベースに、第8章で以下の4点を挙げている。

第一に、レーンとランスティングは、地域間のバランスを取り、同程度の力を持つものとしなければならない。課税ベースや経済面での実行可能性から人口規模が重要であり、統合によりレーン間の格差を是正することができる。レーンの規模が大きくなることでリソースの多様性を確保し、研究のためのリソースやサービスを適切に供給できるようになる。

第二に、地域開発のための体制を築くのに十分な事務遂行能力を形成しなければならない。競争力・成長力のある産業が発展できるかどうかは、労働力の供給や機能的なインフラの整備、研究開発機能の存在といった、地域の前提条件に左右される。国や地方自治体には、成長のための良好な前提条件を整える責任があり、よりよい計画を実行できる手段とリソースを行政が有することが必要である。

第三に、地域医療を含む保健医療制度を十分に担うことのできる能力を形成しなければならない。ランスティングの主たる事務である保健医療分野に関して、ランスティングの数を減らし統合することでリソースを集約、効率化・簡略化を進めることができる。また、小さなランスティングにおいて、国による一元的な計画や投資を適用することは必ずしも効率的とはいえない。それぞれのランスティングが責任を担うことができるようになることが、国の統治にとってもプラスとなる。

第四に、既存の連携パターンから統合を進めていくのが望ましい。これまでに自治体間

の連携が行われている場合には、既に形成されている連携地域から発展させることもありうる。住民が形成してきた連携であれば、正当性も得られやすい。

これら4つのうち第四の点に関しては、民主主義と統合の関係についての議論も展開されている。既存の地域連携を発展させることを前向きにとらえているものの、自治体間連携ではなくランスティングの統合が望ましい理由として、意思決定が複雑で非効率となることへの懸念を挙げている。連携組織では直接選挙で選ばれた議会での議論ではなく、各議会から選ばれた代表が集まり議論する⁽¹⁹⁾。この場合、ランスティングでの直接民主制の議会に比べて意思決定の過程が不透明になるのに加え、意思決定に参加できる代表者数も限られるため、民主主義の観点から問題がある。

一方で、広域自治体統合には民主主義の観点からのデメリットも存在することが、同じく第8章で指摘されている。複数のランスティング議会を1つの統合した場合、統合後の議会では議員定数が減少することが予想される⁽²⁰⁾。議員の数が減ると同時に、1つの議会でカバーする地理的な範囲が広がることから、議員の地理的な移動距離が増加する。これにより、議員が自身の業務をこなすことが難しくなることが予想され、特に兼業議員(fritidspolitiker)にとっては、議員の業務と家庭生活を両立させることが難しくなる可能性がある。また、地理的範囲の拡大は、住民が受けられるサービスにも影響すると予想されるが、この点についてはランスティングの事務遂行能力が向上すれば、サービスの提供は保証されうるとしている。

3.3. 地域開発政策はどう変わるのか

地域開発の権限について、第6章では地域開発政策をランスティングが担うことの意味を述べている。まず、多くの雇用を生み出している多国籍企業がスウェーデンの将来の経済を左右すること、一方でこれまでと同様の新規投資が今後もスウェーデン国内で行われるかどうかは確実ではないことを指摘している。経済発展を続ける上では労働市場がうまく機能することが重要であり、特に人口が増加していない、三大都市圏(Stockholm, VG, Skåne)以外の地域で、規模の経済性を享受できるような労働市場を形成することが重要である。

(19) ここでの自治体間連携は、第14章で地域開発政策の主体となっているコミューンの連携組織を指している。各コミューンの議会からの代表者で連携組織としての意思決定を行うものであり、日本における類似した例として、各府県議会を代表する議員で構成されている関西広域連合議会が挙げられる。

(20) 議員定数を決定するのはランスティングであり、地方自治法では議員定数の下限のみが定められている。

このような経済条件を整えるためには、企業と同様、公的部門もグローバルな視点およびローカルな視点を有する必要がある。特に、道路・鉄道・空港・港湾・デジタル基盤といったインフラについては、グローバルな競争と労働市場の機能に注目し、地域の環境を考慮して対応しなければならない。三大都市圏と他の18のレーンの間には不均衡が生じており、国の研究資金やEUプログラムの補助金の分配でも地域間の不均衡が生じている。この解消には人口規模を重視した広域レベルの再編が必要であり、小規模なレーンでは制約のある行政のリソースを集約し、国との議論での交渉力を強化することが可能となる。また、ランスティングの行政を強化することは、地域の有する知識やファクトを国との交渉に取り入れ、調整に活かすことにもつながる。そのためにも、単にレーンを合併するだけでなく、直接選挙制であるランスティングの行政のポテンシャルを高めることが重要である。

第14章では、地域開発の範囲とそれを担う主体の現状を整理したうえで、地域開発の権限をランスティングに移譲した場合の影響について考察している。ここでまず、地域開発の権限を有する主体にはランスティングのほかコミューンの連携組織、レーン庁があり、レーンによって異なることを説明している(表2)⁽²¹⁾。このように地域開発の権限がレーンによって異なることで、地域成長事業での役割分担が不明確であることが長らく課題となってきたと中間答申は指摘している。

表2 地域開発の権限を有する広域レベルの公的部門

権限を有する主体	レーン
ランスティング(10)	Östergötland, Jönköping, Kronoberg, Gotland, Skåne, Halland, VG, Örebro, Gävleborg, Jämtland
コミューンの連携組織(7)	Uppsala, Södermanland, Kalmar, Blekinge, Värmland, Dalarna, Västerbotten
レーン庁(4)	Stockholm, Västmanland, Västernorrland, Norrbotten

(出所) SOU 2016: 48, 276頁 Figur.14.1より作成。

(21) 地域開発の権限を規定しているのは、ランスティングが地域開発の権限を有する場合は「特定レーンにおける地域開発の権限に関する法律」(lagen om regionalt utvecklingsansvar i vissa län (2010: 630)), コミューンの連携組織が有する場合は「レーンにおける連携組織に関する法律」(lagen om samverkansorgan i länen (2002: 34))である。レーン庁が権限を有する場合には、「地域成長事業に関する規則」(förförordningen (2007: 713) om regionalt tillväxtarbete)で規定される。なお、コミューンの連携組織にはランスティングもメンバーとして参加できる。これら一連の法律は、2018年の政府提案(prop. 2017/18: 206)により改正・廃止された。

地域開発政策では、レーン庁以外に他の中央省庁との調整も必要となる。例えば、地域開発の主要な権限として地域成長事業と地域交通インフラ計画の策定が挙げられるが、そのなかでは「地域輸送インフラのためのレーン計画」を作成すること、レーン内のコミューン、レーン庁や関連する他の中央省庁のほか、レーン内の関連する組織や経済界の代表者などと連携することが求められる。地域輸送インフラのためのレーン計画とは、基幹道路に含まれない国道への投資や、輸送需要や輸送手段の選択に影響する施策、既存のインフラをより効率的に使用するための施策などを行うものである⁽²²⁾。インフラ整備には中央省庁である交通庁もかかわっており、交通庁が策定する「輸送インフラのための全国交通法令包括計画」に基づいて国からの補助金が分配される。また、交通庁が権限を有する投資や改善施策について、レーン計画で扱うこともある。このように地方自治体と中央省庁がそれぞれ地域開発を手掛けるなかで、タスクの重複や競合という問題が生じていることを中間答申は指摘している。これを解消するためには、国と地方の協同を促進し、他の中央省庁との調整を行う必要がある。

4. 考 察

中間答申の記述からは、区域再編が困難となっている背景として地域開発の権限にかかる広域レベル行政の構造が多様化・複雑化していることが指摘できる。主な要因は以下の3つである。第一に、地域開発の権限を有する主体がレーンによって異なる。第二に、レーン庁以外にも地域開発にかかわる中央省庁があり、それらの地理的区分が一致していない。第三に、レーン庁の担う事務は非常に広範囲であるのに加え、レーンによって担当する事務が異なる。以下では、これらの3つの要因について、詳しくみていく。

第一の要因について、地域開発の権限を担う主体がレーンによって異なることは第14章をもとに3.3で述べたが、統合提案の3つのレーンについても同様である（表3）。例えばNorrrlandでは、ランスティングが権限を有するのはJämtlandのみで、Västerbottenはコミューンの連携組織、NorrbottenおよびVästernorrlandはレーン庁が権限を有している⁽²³⁾。Svealand、VGについても同様で、ランスティングによっては統合前と異なる形態を選択することになり、ランスティング間の調整が必要となる。さらに、域内のコミュニ

(22) レーン計画に基づき、投資のための補助金の分配や改善のための施策が決定される。

(23) ただし、レーン庁が地域開発を行っていた4つのレーンのうち、Västmanlandは2013年、VästernorrlandおよびNorrbottenは2012年にそれぞれ、ランスティングに権限を移譲する申請を既に行っていた（Bäck *et al.*, 2015）。

ンやコミュニケーション連合とランスティング内の調整を行うなど、地域開発を担う主体を一本化する調整コストが大きくなると考えられる。

表3 提案対象の3レーンにおける地域開発権限を有する主体と NUTS-II の区分

新たなレーン	現行のレーン	現行の地域開発の権限			NUTS-II
		ランスティング	コミュニケーション連携組織	レーン庁	
Norrland	Norrbotten			○	Övre Norrland
	Västerbotten		○		Övre Norrland
	Västernorrland			○	Mellersta Norrland
	Jämtland	○			Mellersta Norrland
Svealand	Dalarna		○		Norra Mellansverige
	Gävleborg	○			Norra Mellansverige
	Södermanland		○		Östra Mellansverige
	Uppsala		○		Östra Mellansverige
	Västmanland			○	Östra Mellansverige
	Örebro	○			Östra Mellansverige
Västra Götaland	Västra Götaland	○			Väst sverige
	Värmland		○		Norra Mellansverige

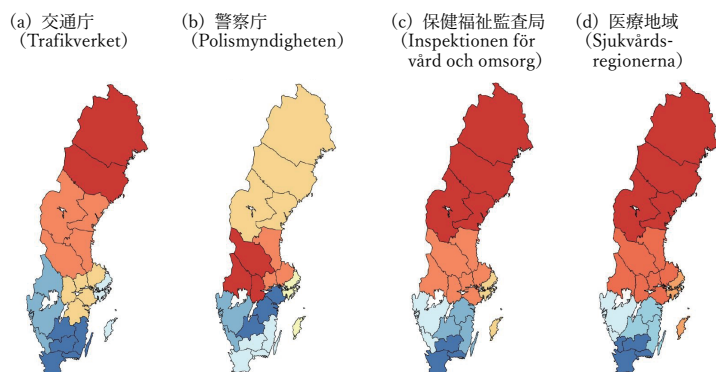
(出所) SOU 2016: 48, 141頁 Figur 7.5, 276頁 Figur 14.1 より作成。

第二の要因については第7章に記述があり、各省庁の地理的区分が異なっているため、省庁間での調整が難しくなっていることが指摘されている。各中央省庁の地方支局の地理的区分は中間答申の Figur 7.1～7.4 に地図で示されている(図3)。このなかには、交通庁(6地域)、警察庁(Polismyndigheten:7地域)、保健福祉監査局(Inspektionen för vård och omsorg:6地域)のほか、広域レベルの事務とかかわる医療地域(Sjukvårdsregionerna:6地域)、EU構造基金のNUTS-II(8地域、前掲の図2参照)も示されている。特に国やEUからの補助金の用途を決定する交通庁、成長庁(Tillväxtverket)、欧州社会基金局(ESF-rådet)などで、区域再編に伴い調整が重要となる。また、EU構造基金の運用には、地方自治体だけではなく国の機関も深く関与している⁽²⁴⁾。中間答申で提案された区域はEU構造基金のNUTS-IIの区域とも異なっ

(24) スウェーデンにおけるEU構造基金の配分について分析した藤岡(1999)によると、資金配分はレーンレベルで行われ、各レーンで組織されたプログラム経営委員会によって決定される。委員会はコミュニケーション、ランスティングおよびリージョン、レーン庁、そしてレーン雇用局などによって構成される。

おり、例えば、NUTS-IIで Norra Mellansverige に分類される Värmland, Dalarna, Gävleborg は再編後には異なる区域に分かれる。また、Östra Mellansverige のうち、Östergötland のみ Svealand には含まれない。丸山（2012）は、関西における国から地方への権限移譲では、国が事務を提供する地理的範囲と府県の連携による地理的範囲とが一致せず、空白地帯が生じることが懸念されたことを指摘した。これと類似する問題が、スウェーデンにも生じうることを示唆している。

図3 各中央省庁の地域区分



(出所) SOU 2016: 48, 134~136, 139頁, Figur 7.1~7.4。

第三の要因はレーン庁の担当する事務の範囲である。ここまでの分析では地域開発の主体としてのレーン庁に注目してきたが、レーン庁はそのほかにも幅広い事務を担当している。中間答申の第15章では、レーン庁の事務として表4の事務分野を挙げている。表4からは、レーン庁は地域開発以外にも農業・漁業、危機管理、自然保護など、かなり広範囲の事務を担当していることがわかる。このほか、レーン庁は選挙管理庁としての機能も担っていることが中間答申の第16章で言及されている。ランスティングおよびリージョンだけをみると広域レベルでの行政は限定的に見えるが、レーン庁が担う事務が多いということは、実際には広域レベル行政や地方分権化の必要性は小さくないことを示唆している。

また、レーン庁からランスティングへの権限移譲では二重行政が生じないように、事務配分を見直すことも必要となる。地域開発政策は企業支援やインフラ整備のほか、労働市場強化のための居住環境の整備や、農業・漁業等の第一次産業と他部門との連携など、直接

・間接に関わる非常に幅広い範囲の施策を含む⁽²⁵⁾。このことから中間答申では、国の事業を地域的に調整するというレーン庁の使命は強化すべきであり、地域成長事業における役割を明確にすべきである、との判断を示している。一方で、レーン庁と地方自治体では、事務が重複したり、責任の所在があいまいな分野もあるため、役割分担を明確にする必要があることも指摘されている。

表4 レーン庁の担当する事務

一般にレーン庁が担当する事務分野
交通規制, 食料品管理, 動物の保護, 獣医に関する一般的な問題, 地域成長, インフラ計画, 持続可能な地域社会計画と住居, エネルギー・気候, 文化環境, 事故防止, 危機管理・市民の安全, 自然保護, 環境・健康保護, 農業・農村, 漁業, 市民の健康, 平等と統合
レーン庁が指示を行うこともある事務分野
ジェンダー平等の観点, 子どもにとっての最良の状況, 機能が低下した人々のアクセス可能性, 人権, 全国的な人々の健康目標, 環境の質に関する目標と気候への適応

(出所) SOU 2016:48, 281頁より作成。

これら3つの要因が問題となる背景には、インフラ整備や企業支援、労働市場施策など幅広い範囲が含まれるという、地域開発政策ならではの特徴が挙げられる。そのため、関連施策を実施する組織・省庁も多くなる。加えて、地域開発の一部である地方公共交通はランスタングとコミュニティで共同の義務的事務であったり、地域開発の連携組織がコミュニティとランスタングで構成されたりするなど、ランスタングとコミュニティの間的事務が明確に区別されていない。このように、政策と実施主体の範囲と役割分担を明確にするのが困難であることが、区域再編を難しくする要因として作用したと考えられる。

これと比較して、90年代のリージョン実験事業の時点では、地域開発の権限を持つ主体が異なる状況での統合は行われなかったため、統合は困難ではなかったと考えられる。地域開発事業の主体となったのは4つの広域自治体だけであり、ランスタングおよびコミュニティの連携組織が地域開発の主体となったのはKalmarのみであった。また、VGの広域自治体改革では、統合によりEU構造基金のプログラム支援を受けるのに適した規模となるなどのメリットもあった(丸山, 2012)⁽²⁶⁾。一方、中間答申ではEUからの支援を受

(25) このほか、地域開発事業とは直接的にはみなされないが国家戦略の下でランスタングが中心的な役割を担う文化活動や、広い意味での地域成長にかかわる事業として図書館の運営なども地域開発に含まれることがある。

(26) Pierre (2013) はEUへの加盟による重層的なガバナンスの導入やグローバリゼーションの影響により、スウェーデンにおける地域開発と地方自治体のあり方が変化したことを指摘している。また、1990年代以降の地域政策では地域開発の権限を国の機関であるレーン庁から地方自治体に

ける上でのメリットは特に示されておらず、むしろ NUTS-II の見直しが必要となるなど、大きな調整コストが生じることがうかがえる。

5. む す び

本論では、区域再編委員会の中間答申の内容を分析し、区域再編の提案撤回につながる要因を考察した。分析から明らかになったのは、提案時点には地域開発権限の担い手が多様化・複雑化し、広域自治体統合に多大な調整コストが必要な構造となっていたことである。90年代における VG の統合ではランスティングがもともと地域開発の権限を有していなかったために統合の妨げにはならなかったが、地域開発の権限の多様化が進んだ2010年代には、同様の広域自治体統合を実行することは困難になっていたことがうかがえる。また、レーン区域の再編はランスティングとレーン庁の機能の見直しにとどまらず、中央省庁やコミューンの機能にも影響を与えるものであり、統合のコストを高めるものとなった。中間答申にはこれらの問題の解決についての具体的な議論はなく、コストに見合うメリットも示されなかったことが、区域再編案の撤回につながったと考えられる。

スウェーデンでは中間答申での区域再編案が撤回された後、レーンの統合は実現していない。一方で、地域開発権限を見直す方針は政府による2016年の予算提案（prop.2015/16: 1, 2015年9月21日提出）で示され、Västmanland, Västernorrland および Norrbotten の3つのレーンについては地域開発の権限がレーン庁からランスティングに移譲された。さらに、2018年の政府提案（prop.2017/2018: 206）にもとづく法改正を経て地域開発の権限がリージョンの義務的事務となるなど、地域開発政策には一定の変化もみられる。

今後の研究課題としては、中間答申に対するレミス文書および最終答申を精査し、中間答申の提案が撤回された理由と新たな方針を明確にすることが挙げられる。また、近年では EU からの支援がスウェーデンの地域開発にも大きな役割を果たしており、EU 構造基金の地域ごとの支援分野と広域レベルでの地域開発政策との関係について、さらに分析することも必要である。提案の撤回を受け、広域レベル行政の在り方や地域開発政策の方針がどのように変更されたかを分析することで、スウェーデンにおける地域開発政策のベースとなる考えをよりの確に把握することが可能となるだろう。

↘ 移譲すべきと考えられていたことが、リージョン実験と Skåne および VG におけるリージョンの誕生に結び付いたと藤岡（1999）は指摘している。

参 考 文 献

- [1] 穴見明 (2010) 『スウェーデンの構造改革 —ポスト・フォード主義の地域政策』 未来社.
- [2] 槌田洋 (2013) 『グローバル時代のスウェーデン福祉国家と地域』 法律文化社.
- [3] 藤岡純一 (1999) 「EU 構造基金とスウェーデンのリージョン」 『立命館経済学』 第48巻第4号, 530-546頁.
- [4] 藤岡純一 (2001) 『分権型福祉社会スウェーデンの財政』 有斐閣.
- [5] 松永達 (2022) 「EU の地域政策」 本田雅子・山本いづみ編著 『EU 経済入門【第2版】』 文眞堂.
- [6] 丸山佐和子 (2012) 「地域の産業構造と広域自治体改革—関西と西ヨーランドの比較分析」 『北ヨーロッパ研究』 第8号, 73-82頁.
- [7] Bäck, Henry, Gissur Ó Erlingsson and Torbjörn Larsson (2015) *Den Svenska Politiken, Fjärde upplagan*, Liber.
- [8] OECD (2005) *OECD Territorial Reviews: Japan 2005*.
- [9] OECD (2006) *OECD Territorial Reviews: Competitive Cities in the Global Economy*.
- [10] Pierre, Jon (2013) *Globalization and Governance*, Edward Elgar.
- [11] SOU 2016: 48, *Regional indelning – tre nya län: Delbetänkande av Indelningskommittén*.